平成２１年（フ）第４５１号
愛知県稲沢市治郎丸高須町26番地
債務者　丹下　信雄
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４５２号
愛知県稲沢市治郎丸高須町26番地
債務者　丹下久美子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７４号
愛媛県今治市郷新屋敷町５丁目１番11号
債務者　渡辺ゆかり（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１３号
北海道根室市明治町３丁目14番地　ネムコンハイツ２－Ａ
債務者　山本　義一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第３９号
静岡県御前崎市佐倉2326番地の８
債務者　八巻　清志
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時10分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
静岡県御前崎市佐倉2326番地の８
債務者　ダマセノ　エルザ　カジ
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時10分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
栃木県佐野市石塚町568番地68　市営住宅59－３、住民票上の住所栃木県佐野市若松町513番地７
債務者　横塚　文夫
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１５４号
栃木県足利市迫間町657番地１　メゾン緑の森Ｃ号棟101号室、住民票上の住所栃木県佐野市若松町513番地７
債務者　横塚　熹子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１５５号
栃木県佐野市石塚町568番地68　市営住宅59－３
債務者　横塚　ツル
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第１６３２３号
東京都豊島区千早１丁目９－６－103
破産者　鶴岡　和広
1　主文　当裁判所が平成21年９月７日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「鶴岡　和弘」とあるを「鶴岡　和広」と更正する。
2　決定年月日　平成21年10月２日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成１９年（フ）第４２０号
三重県桑名市大字坂井654番地の１
破産者　株式会社山洋組
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第１３９７号
仙台市青葉区国分町３丁目８番８号
破産者　有限会社本郷商店
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１４２号
新潟県糸魚川市大字百川3281番地の１
破産者　株式会社大新
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所高田支部

平成２０年（フ）第２５７号
三重県鈴鹿市神戸地子町282番地の５
破産者　林　美代子
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２１９号
島根県松江市浜乃木２丁目６番９号
破産者　有限会社テクノサポート
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１０２３号
広島市西区田方３丁目722番地４、商業登記簿上の本店所在地広島県山県郡北広島町都志見字垣内3749番地
破産者　株式会社ダイヤモンド工業
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１号
広島市東区中山西１丁目11番14号
破産者　豊永建材株式会社
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部